



P&I 特別回報

第 14-008 号
2014 年 8 月 12 日

日本船主責任相互保険組合

外航組合員各位

クリミア及びセバストーポリに関する EU 制裁について (その 2) 2014 年 7 月 30 日付 Council Regulation (EU) No.825/2014

ロシアによるクリミア及びセバストーポリの編入に対し、EU は 2014 年 6 月 23 日付で [Regulation 692/2014](#) を発行し、クリミア又はセバストーポリ産物資の輸入及び当該物資の輸入に関連する保険/再保険提供を含む融資/金融支援の提供(直接/間接を問わない)を禁止する貿易制裁を科しました。

さらに EU は 2014 年 7 月 30 日に上記 Regulation 692/2014 を改訂する [Regulation 825/2014](#) を発行しました。本特別回報は 2014 年 7 月 16 日付特別回報第 14-006 号の続報です。主要な変更点は Article 2 に更なる禁止事項が加えられたことです。

禁止事項

1. Regulation の Article 2 は以下の行為を禁止しています。
 - ・ クリミアもしくはセバストーポリ産の物資を EU へ輸入すること。
 - ・ 直接/間接を問わず、クリミア又はセバストーポリ産物資の輸入に関連する保険/再保険を含む融資/金融支援を提供すること。
 - ・ 輸送、通信、エネルギー分野におけるインフラ整備のための特定主要設備及び技術¹を販売、提供、輸送すること。
 - ・ 石油、ガス、鉱物資源²の採掘³のための主要設備及び技術を販売、提供、輸送すること。
 - ・ 上記活動に関連する技術及び金融支援を提供すること。
 - ・ クリミア又はセバストーポリ内の自然人、法人、団体に対して、もしくはクリミア又はセバストーポリでの利用を目的として、Annex III にリストされた主要設備及び技術を直接/間接を問わず販売、輸送、輸出すること。
2. 2014 年 7 月 30 日までに締結された契約（付随契約を含む）は、2014 年 10 月 28 日までに実施する必要があります。
3. 「物質」とは、クリミア又はセバストーポリで完全に生産された(wholly obtained)か、同地で実質的に最終製造された(undergo their last substantial transformation)ものと定義されています。

除外規定

4. 2014 年 6 月 23 日付 Regulation 692/2014 の Article 3 は、2014 年 6 月 25 日までに締結された契約、もしくはその実行のために必要な付随契約で、2014 年 9 月 26 日までに実施されるものについては制裁適用除外としています。但し、当該契約を実施し

¹ 特定物資のリストは Regulation の Annex III を参照のこと。

² 鉱物資源のリストは Regulation の Annex II を参照のこと。

³ 「採掘」とは、石油、ガス、鉱物資源の探査、調査、採取、精製、管理を意味し、関連する地質学的サービスの提供を含むが、既存設備の安全確保のためのメンテナンスは含まない。

ようとする者は、遅くとも実施の 10 日以上前に EU 各国当局に事前通知を提出することが必要になります。また、Regulation (EU) No 978/2012、Regulation (EU) No.374/2014、EU/ウクライナ間協定に従って、産出証明が発行されていて「特惠関税」の対象となりウクライナ当局が利用可能なクリミアもしくはセバストーポリ産物資も制裁適用除外とされています。

5. 2014 年 6 月 23 日付 Regulation 692/2014 の Article 6 では、規則で禁止される契約/取引に関するクレームの支払いについて、[Regulation 269/2014](#) にリストされた制裁対象者/団体や、当局が Regulation 692/2014 に規定する禁止事項に違反していると思われる者/団体に支払われる場合、もしくはクレームがクリミア又はセバストーポリ原産物資の輸入に関するものである場合、当該クレームの支払いを禁止しています。

適用範囲

6. 2014 年 6 月 23 日付 Regulation 692/2014 の Article 10 は、適用範囲を以下の通り規定しています。

- ・ EU 領域内
- ・ EU 加盟国の管轄下にある船舶上
- ・ 所在地を問わず EU 加盟国の全国民
- ・ EU 加盟国法下で設立された EU 内外に所在する法人
- ・ EU 内でのビジネス

7. EU 加盟国を旗国とする船舶や EU 関係者が関与する船舶が禁止された貿易取引を行うことは違法となります。さらに、EU の管轄下にあるクラブは禁止される貿易活動に従事する船舶に対して船籍や国籍を問わず保険提供が出来ません。また、禁止活動に対する制裁は、禁止活動及びその保険が EU に関係する限り、非 EU 管轄下の組合員やクラブにも適用されます。IG 加盟全クラブの保険契約規定は、制裁を理由として保険提供が違法となる活動や取引に関して保険カバーを除外する規定を設けています。

8. Regulation は 2014 年 7 月 31 日に発効しました。

国際 P&I グループの全てのクラブが同様の内容の回報を発行しています。

以上